

山武市公告

地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）の縦覧について

令和 8 年 1 月 8 日付けで公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに山武市に意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 2 日

山武市長 松 下 浩 明



1. 縦覧に供する書類の名称
地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）
2. 縦覧期間
令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 2 月 16 日まで
3. 縦覧場所
山武市役所 産業振興部農政課（山武市殿台 296 番地）
4. 意見書の提出方法
 - (1) 意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人とする。
 - (2) 意見書の提出期限は、令和 8 年 2 月 16 日とする。
 - (3) 意見書により直接持参、郵送又は電子メールにて提出してください。
 - (4) 意見書には住所、氏名及び意見内容を明記してください。なお、受付時間は、執務時間内とします。
 - (5) 意見書が提出された場合は、意見書の要旨を取りまとめ、結果を公告することとする。

変更理由書

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画の変更

地域農業経営基盤強化促進計画は、令和 8 年 1 月 8 日に変更されたが、今回、農村地域の環境保全及び有効な土地利用のための農家住宅等をはじめ、経済事情の変動その他情勢の推移に適切に対応する必要があると判断されることから、地域農業経営基盤強化促進計画における地域計画の変更を行うものである。

(2) 地域計画の変更理由

地域計画区域からの除外

No	地域計画区域からの除外する土地	除外理由
1	成東字南牧ノ臺 3729 番 1	太陽光発電施設
2	横田字金塚 1101 番	太陽光発電施設
3	沖渡字馬見谷 5 番 6 沖渡字馬見谷 5 番 7 沖渡字馬見谷 5 番 8 沖渡字馬見谷 5 番 12	太陽光発電施設
4	板中新田字宮ノ後 162 番 1 板中新田字宮ノ後 162 番 74	排水管理設用地
5	松尾町五反田字上野 2933 番 3 松尾町五反田字上野 2933 番 25	車庫、物置用地